●在宅で受けられるサービス（一般高齢福祉事業）

大津市では、高齢者の在宅介護を支援するため下記のサービスを実施しています。

配食サービス

原則最大週5日まで昼食を配達し、食生活リズムと栄養バランスを整えるとともに、安否の確認も行います。
対象者の状態に合わせて、おかゆやきざみ食などにもできます。

●対象者（次の要件を全て満たしている方）
・65歳以上の方で、一人暮らし又は
　高齢者世帯(それに準ずる世帯)の方
・調理や買物が困難で、
　食事の確保や見守りの必要性がある方

●利用料金
1食あたり普通食460円以下、特別食660円以下
（業者によって異なります）
※市が委託している配食サービス事業者に限ります。

紙おむつサービス

常時紙おむつを必要としている方に対し、紙おむつ、尿取りパッド、おしり拭き、介護用手袋と交換できる、紙おむつ受給券（1か月あたり4，500円）を支給します。

●対象者（次の要件を全て満たしている方）
・65歳以上で在宅で介護を受けている方（入院中または入所中でないこと）
・寝たきりもしくは認知症のために24時間、紙おむつを必要とする状況が3か月以上続いている方
・要介護1～5と認定された方（要支援1・2は不可）
・在宅障害者施策(障害福祉課)による紙おむつ受給券の支給を受けていない方
・介護保険料所得段階が第1～第5段階（本人市民税非課税）である方

●利用料金　　無料

日常生活用具給付サービス

高齢者の身体状況に緊急事態が生じたときに、ボタンを押すことで、健康相談に応じ、緊急時にはすみやかに消防局が駆けつけられる緊急通報装置を貸与します。

●対象者（次の要件を全て満たしている方）
・おおむね65歳以上で一人暮らし（昼間独居は含みません）もしくは高齢者世帯（それに準ずる世帯）の方
・緊急時（発作を起こしたり、意識不明になる等）にご自分で119番通報することができない又はそのおそれのある方

●利用料金
所得税の課税世帯・・・所得税の額に応じて設置費用を負担
生活保護受給世帯及び所得税非課税世帯・・・無料

寝具丸洗いサービス

年に1回、一人につき2枚まで丸洗いし乾燥します。（例年7月ごろ申込受付。9月～10月実施）

●対象者　　寝たきりや認知症により常時臥床している65歳以上の方で、介護保険料所得段階が第1～第5段階（本人市民税非課税）である方

●利用料金　　ふとん1枚につき400円　（ただし、羽毛布団は1枚につき600円）

小規模住宅改造費助成事業

日常生活動作能力の低下した方の排泄や入浴、移動などを容易にするために行う住宅の改造経費の一部を助成します。※工事を行う前に事前申請が必要です。

●対象者（次の要件を全て満たしている方）
・65歳以上の方
・寝たきり又はこれに準じる状態の方
・入院中又は入所中でない方
・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金の給付制限を超えない方
・在宅重度心身障害者住宅改造費用の助成（障害福祉課）と併用していない方

●助成内容
改造に要する工事費の2分の1の金額（1世帯あたり25万円が限度）を助成

●認知症に関するサービス

大津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の高齢者等が日常生活における偶発の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合において、これを補償するための保険です。

●対象者（次の要件を全て満たしている方）
・大津市内に住所を有する方
・行方不明高齢者早期発見ダイヤルに登録している方
・認知症の診断を受けている方
・病院や施設に入院・入所・入居されていない方

●利用料金　　無料

●各サービスに関するお問い合わせ　長寿福祉課　☎528－2741

令和7年4月作成

●障害者控除対象者認定

６５歳以上の方の税法上の「障害者控除対象者認定」

障害者手帳等をお持ちでない方でも、税の控除が受けられる障害者控除対象者認定書を交付しています。税務署等で税の申告の際に提示、または提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。（税の控除を受ける必要のない方は、申請をする必要はありません）。

●認定書交付の対象となる方（認定基準日において、次の要件を全て満たしている方）

①大津市に住民登録があり、65歳以上であること

②要支援2もしくは要介護1～5の認定を受けていること

③介護保険の認定調査票または主治医意見書で、日常生活自立度の判定が一定基準であること

（申請後、大津市が審査します）

※要介護認定と障害者控除認定は判断基準が異なるものであるため、要介護認定を受けた方が、必ずしも障害者控除認定の対象になるとは限りません。

※電話による「障害者控除認定」の対象となるかどうかのお問い合わせにはお答えできません。

※認定書は税の所得控除でのみ使用できるものであり、障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

●高齢者に関するご相談はお住まいの地区のあんしん長寿相談所へご相談ください。

名称	連絡先	担当地区
小松あんしん長寿相談所	596－2260 596－2261	小松・木戸
和邇あんしん長寿相談所	594－2660 594－2727	和邇・小野
真野あんしん長寿相談所	573－1521 573－1522	葛川・伊香立・真野・真野北
堅田あんしん長寿相談所	574－1010 574－1080	堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東
比叡あんしん長寿相談所	578－6637 578－6692	雄琴・坂本・日吉台
比叡第二あんしん長寿相談所	579－5290 579－5291	下阪本・唐崎
中第二あんしん長寿相談所	521－1471 521－1472	滋賀・山中比叡平
中あんしん長寿相談所	528－2003 528－2006	藤尾・長等・逢坂・中央
膳所あんしん長寿相談所	522－8867 522－8882	平野・膳所
晴嵐あんしん長寿相談所	534－2661 534－2662	富士見・晴嵐
南あんしん長寿相談所	533－1332 533－1352	石山・南郷
南第二あんしん長寿相談所	546－6880 546－6881	大石・田上
青山あんしん長寿相談所	549－3195 549－3196	上田上・青山
瀬田あんしん長寿相談所	545－3918 545－3931	瀬田・瀬田南
瀬田第二あんしん長寿相談所	545－5760 545－5762	瀬田北・瀬田東